

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年12月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

年金記録の訂正を不要としたもの 0件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900100号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900027号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで  
A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。  
請求期間は、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900101号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900028号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで  
A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。  
請求期間は、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C営業所に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900102号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900029号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。

請求期間は、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900150号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900031号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成28年12月13日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成28年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月13日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が保管する賞与一覧表によると、請求者は、請求期間において、A事業所から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年7月10日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。